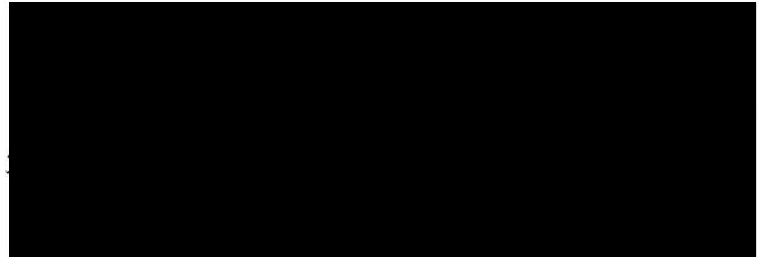


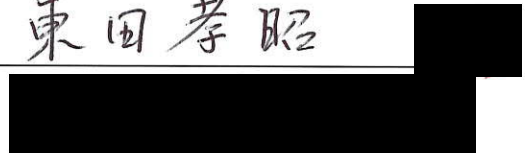
陳述書

2026 年 6 月 19 日

住所



署名 東田孝昭



第1 私の経歴と生活の状況

1 経歴

私は、[REDACTED]生まれの72歳です。今は南オーストラリア州アデレード近郊にある[REDACTED]という町に住んでいます。

私はもともと広島県の公立中学校で社会科教員として勤務していました。中学校では1976年から1991年まで務めましたが、1988年に研修の一環としてオーストラリアの学校を見学する機会を得ました。現地の学校を訪問し、教員と交流する中で、オーストラリアの教育環境や働き方に魅力を感じるようになりました。当初、妻や家族は移住に反対していました。妻も小学校教員として働いており、子どもも二人いましたので、当然のことだったと思います。しかし、その後、家族で再びオーストラリアを訪問し、二人の息子も現地の小学校を体験しました。子どもたちも現地の生活を気に入り、妻の考えも次第に変わりました。いくつもの偶然が重なり、1992年、私たちは家族4人でオーストラリアへ移住することを決めました。

現地では公立学校の日本語教員や、日本語補習校の校長として長年勤めました。移住当初は大学、高校非常勤として働き始め、3年経ち公立学校で正規教員の職を得ました。当時、日本で教員経験のある者は多くなかったため、平日は公立学校で25年間日本語を教えながら、土曜日は12年間日本語補習校の校長をボランティアとして務めました。公立学校の教員は7年前に退職し、補習校は2年前に退職しました。現在は孫の習い事の送り迎えをするなど引退生活を送っています。

オーストラリアに移住後、子どもたちは英語で大変苦労しました。私自身は日本語教師として勤務していたため、英語が十分でなくても周囲に大目に見てもらえるところがありましたが、子どもたちは現地社会で対等に生きていかなければなりませんでした。それでも、周囲のオーストラリア人教員や友人たちに助けられ、子どもたちも努力を重ねました。現在、次男はオーストラリアで弁護士として働いています。

2 オーストラリアでは選挙権がないこと

私はオーストラリアに30年以上住んでいますが、現在もオーストラリアの市民権を取得していません。自分が生まれ育った国は日本であり、日本人としてのアイデンティティを強く持っているからです。私にとって、日本の国政選挙で投票することは、主権者として政治に参加することのできる唯一の機会です。

3 アデレードと在外公館の位置関係

アデレードには約3000人の日本人が暮らしていますが、日本の在外公館はありません。最寄りの在外公館は在メルボルン日本総領事館です。メルボルンまでは非常に遠く、自動車で行けば片道約10時間かかります。飛行機を使っても、アデレードからメルボルンまでの飛行時間が約1時間半あり、さらに空港から市内までバスで45分ほどかかります。実際に行くとなれば、日帰りはぎりぎり可能かもしれませんが、現実的には宿泊を伴うことも想定しなければなりません。

第2 在外選挙人名簿への登録とこれまでの投票

1 在外選挙人名簿への登録

私は、1999年（平成11年）8月23日、本籍地である広島県三原市の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の申請を行い、在外選挙人証の交付を受けました（甲B8：在外選挙人証）。当時政権交代の動きがあり、「日本でも良い方向に政治が変わっていきそうだ」という期待を持っていました。また、ちょうどその頃、海外に住む日本人の間でも在外選挙に対する関心が大きく盛り上がった時期でした。私も、日本の政治に参加したいと強く思うようになり、登録することにしました。

2 これまでの投票

登録後、国政選挙の際にはできる限り投票するようにはしてきました。これまでも、5、6回在外投票を行ってきましたが、すべて郵便等投票の方法で投票しました。しかし、これまでの選挙では、選挙管理委員会への到達が投開票日に間に合わなかったことはありませんでした。

第3 本件選挙における投票の経緯

1 投票用紙等の請求（1月16日）

2026年（令和8年）1月上旬、高市内閣が通常国会の冒頭で衆議院を解散する方針であるとの報道が流れました。私は、日本の報道を日頃から見ており、当時、米国発の郵便規制の影響等により国際郵便が遅延しているという情報を知っていました。以前であれば日本との間の郵便は1週間程度で届いていましたが、この頃は、通常郵便で約2週間、最も速い国際スピード郵便（EMS）でも4～5日程度を要すると認識していました。

そこで私は、解散が正式に表明される前でしたが、投票を半ば諦めつつも「少しでもできることをしておこう」と考え、同月16日、三原市選挙管理委員会宛てに、在外選挙人証とともに、投票用紙等の交付請求の書類をEMSで発送しました（甲B10：2026年1月16日付領収書）。

2 選挙管理委員会からの連絡（1月30日）

EMSの標準到達日数を踏まえると、解散直後に投票用紙が国際速達で発送され、1月末頃には手元に届くだろうと思っていました。しかし、同月30日、三原市選挙管理委員会から、「本日、郵便等投票の請求関係書類を受領いたしました。投票用紙等につきましては、明日午前中に郵便局へ発送いたします。」という内容のメールを受信しました（甲B11：選挙管理委員会とのメール）。

3 投票用紙等の到着（2月5日）

その後、投票用紙等が私の手元に届いたのは、投開票日のわずか3日前である2月5日でした（甲B12：選挙管理委員会が発送した郵便封筒、甲B13：選挙管理委員会発送郵便の追跡記録）。私が請求書類をEMSで発送してから、実に約3週間が経過していました。この時点で、日本に返送をしても投票日に間に合わせることはほぼ不可能な状況でした。

4 投票用紙の返送と不到達（2月6日発送）

それでも、できる限りのことはしようと、私は、翌6日の朝、三原市選挙管理委員会宛に、候補者の氏名等を記載した投票用紙をEMSで返送しました（甲B14：2026年2月6日付領収書）。しかし、郵便追跡によれば、日本への到着日は2月13日であり（甲B11）、投票所を閉じる2月8日午後

8時までに選挙管理委員会に到達することはありませんでした。その結果、私の投票は「投票なし」として扱われました。

第4 在外公館投票を行うことができなかった事情

1 在外公館までの距離・費用・身体的負担

前述のとおり、最寄りの在外公館までは飛行機で約1時間30分を要し、航空券代は往復で3万円程度かかります（甲B16：航空機代シミュレーション）。車では片道10時間以上を要します。もし在外公館で投票を行う場合、メルボルンでの宿泊を前提とした計画を立てる必要があります。在外公館投票の期間は1月28日から2月2日までのわずか6日間であり（甲B9：第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票の実施について）、平日の限られた時間帯に、遠方のメルボルンまで行って投票することは、私にとって現実的な選択肢ではありませんでした。アデレードからメルボルンまで投票に行く人は、私の周囲にも殆どいませんでした。

72歳の私にとって、投票のためだけにこのような移動をすることは、時間的にも経済的にも体力的にも、あまりに過大な負担でした。健康上の不安もありました。私は7年前、心臓バイパス手術を受けました。現在も薬を服用しており、定期的に心臓外科医の診察を受けています。症状は落ち着いていますが、遠距離の移動には不安があります。日本へ帰国する際も、薬や医師の紹介など、事前に準備をしてから渡航しています。このような事情からも、メルボルンまで行って在外公館投票をすることには抵抗がありました。

2 在外選挙人証が手元になかったこと

そもそも、郵便等投票の投票用紙を請求する際には、在外選挙人証の原本を請求書類に同封しなければなりません。そのため、投票用紙の到着を待っている間、在外選挙人証は手元になく、在外公館投票に切り替えることは制度上できませんでした。

第5 投票できなかったことについての思い

私は、解散の報道を見てすぐに、正式な解散表明よりも前に投票用紙を請求しました。海外で生活している以上、郵便に時間がかかることは承知してお

り、少しでも早く手続きをしなければならないと思ったからです。私は郵便等投票を選択した者として、できることはすべてやったと思っています。それでも投票できなかったのは、郵便事情が不安定な中で、解散から投開票日までの期間があまりに短く設定されたためであり、選挙の日程がもう少し遅ければ、私は投票できたはずです。

日本を離れて長い年月が経ちましたが、私は日本とのつながりを強く持ち続けています。広島県には高齢の母がおり、現在は施設で生活しています。私は日本に年1回は帰国し、母や親族、友人とのつながりを保っています。地元の同級生ともLINEなどで連絡を取り合っており、田舎の人口減少、空き家の増加、地域社会の衰退など、日本の地方が抱える問題についても日頃から関心を持っています。

また、私はオーストラリアで長年生活する中で、日本人であることに感謝することが多くありました。日本とオーストラリアはかつて戦争を経験しましたが、その後、多くの人々の努力によって関係が築かれ、現在では非常に良好な関係にあります。オーストラリアでは日本語や日本文化に対する関心も高く、日本人として嫌な思いをすることはほぼありません。私は、日本人としてオーストラリアで暮らしていることに誇りを感じています。長年海外で暮らしているからこそ、日本人であるという意識が強くあります。移住一世である私にとって、母国は日本以外に考えられません。日本国籍を維持してきたのもそのためです。

近年、世界情勢は大きく変化し、各地で戦争や紛争が続いています。そのような時代だからこそ、日本の政治がどのような判断をしていくのかに強い関心を持っています。今回の選挙では、そうした思いから投票を望んでいました。オーストラリアで投票権がない私にとって、在外選挙は唯一の政治参加の機会です。日本の政治や社会のあり方は、海外で暮らす日本人にも大きな影響を及ぼします。日本国籍を持ち続け、日本とのつながりを大切にし、日本の将来を心配している者として、選挙に参加したいという思いは強くあります。それにもかかわらず、私は今回投票することができませんでした。このことについて、強い失望を感じています。

さらに、これは私一人だけの問題ではありません。私の周囲には、「どうせ間に合わないだろう」と考え、投票を諦めてしまった人が少なくありませんでした。制度への諦めから行動しなくなっている人が多くいることに、大きな危機感を抱いています。

私は、この裁判を通じて、海外で暮らす日本国民であっても、確実に選挙権を行使できる制度が実現されることを望みます。郵便事情や在外公館までの距離によって投票できる人とできない人が生じる制度ではなく、海外に住む日本人も日本国内の有権者と同じように、現実に投票できる仕組みを整えてほしいと思います。

以 上